中京大学で博士学位審査に合格された方へ

博士学位論文および論文要旨のインターネット公表に関する

Q&A

2013 年 4 月に学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)の一部が改正されたことに伴い、中京大学学位規程も改正され、2013 年 4 月以降の博士学位授与者は、学位を授与された日から 1 年以内に<u>博士論文の全文を「従来の印刷公表」から「インターネットの利用により公表(以下「インターネット公表」という。</u>)」することが義務づけられました。

また、学位を授与された日から3か月以内に<u>「博士論文の内容の要旨」「審査結果の要旨」につい</u>ても、「従来の印刷公表」から「インターネット公表すること」が義務づけられました。

以下に、博士学位論文及び論文要旨のインターネット公表に関わるQ&Aを記載していますので、 確認の上、所定の手続を行ってください。

2015年4月改定

	質問	回 答
	質問	<u></u> 回答
規程	(1) 博士論文のインターネット公表が 義務化されたことが具体的に記載され た規程を教えてください。	●学位規則(新旧対照表) http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigakuin/detail/1331790.html ●中京大学学位規程 http://www.chukyo-u.ac.jp/student-staff/pdf/rule ■国内博士論文の収集について(国立国会図書館) http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/hakuron.html
やむを得ない事由で全文公表できな	(2) 博士論文は必ず全文を公表しなければならないですか?	「やむをえない事由」がある場合は、全文公表に代えて「論文の要約」を公表することができます。 「博士論文 中京大学学術情報リポジトリ登録申請・公開許諾書」に必要事項を記入の上、大学院事務課経由で研究科に提出してください。研究科の承認が得られた場合、要約を公表します。 要約を公表する場合においても、博士論文の全文は求めに応じて閲覧に供されるものであるため、この点は承知してください。
	(3) 博士論文を全文公表できない「やむを得ない事由」とは何ですか?	次の4点です。 ■立体形状による表現を含む等の理由により、インターネットの利用により公表することができない内容を含む場合 ■著作権保護、個人情報保護等の理由により、博士の学位を授与された日から1年を超えてインターネットの利用により公表することができない内容を含む場合 ■出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の申請等との関係でインターネットの利用による博士論文の全文の公表により博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が、博士の学位を授与された日から1年を超えて生じる場合 ■その他、インターネットによる公表ができない特別な事由があり、それを研究科が認めた場合
さない場合	(4) 博士論文の要約と博士論文の要旨 は何が異なりますか?	「博士論文の要約」は、博士論文の全文を公表できないやむをえない事由がある場合に、学位授与後1年以内に全文に代えて公表するものです。「要約」は、主要な点を明らかにするために不必要な部分を削って文章をまとめたものであり、論文全体の内容がかなり推測できるものでなければなりません。なお、「要約」の分量に制限はありません。「博士論文の要旨」は、学位申請書類の一つであり、学位授与後3カ月以内に公表するものです。「要旨」は、執筆者が全文を通して最も言いたかったことをまとめたものです。本学では、和文であれば4,000字程度で作成することを求めています。 ※「要旨」が詳細であり、論文全体の内容をかなり推測できるものであれば、それを「要約」とすることが可能です。

	質問	回答
公表できない場合(つづき)	(5)「やむを得ない事由」が解消された場合、どのように対応すればよいですか?	「やむを得ない事由」が解消された場合、速やかに全文をインターネット公表することになります。 解消され次第、学位授与者は「博士論文 中京大学学術情報リポジトリの保留事由に係る報告書」を大学院事務課に提出してください。 ⇒大学院事務課から研究科・中京大学図書館に上記の報告書を送付します。この後、中京大学図書館が全文をインターネット公表する対応(リポジトリ登録)を行います。
インターネット公表(リポジトリ登録)	(6) 博士論文及び博士論文の要旨のインターネット公表はどのように行われるのでしょうか?	中京大学学術情報リポジトリに登録され、インターネット上で公開されます。 中京大学図書館より、国立国会図書館に博士論文の電子データが送られ、国立国会図書館でも利用に供されることになります。
	(7) 自身のサイトに論文を公開しています。中京大学学術情報リポジトリにも登録したほうがいいですか?	登録した論文は、Google Scholar 等のサーチエンジンや、JuNii (国立情報学研究所) といった電子論文検索サービスからの検索が可能となり、より多くの研究者の目に触れます。また中京大学図書館でデジタルファイルを蓄積しますので、永続的に保存されることになります。
	(8) 中京大学学術情報リポジトリには どのように登録すればいいですか?	博士学位授与後1週間後までに、大学院事務課に次のものを提出してください。 ①「博士論文 中京大学学術情報リポジトリ登録申請・公開許諾書」 ②博士論文(全文・最終原稿)の電子データ ※全文を公表できない場合も提出してください ③(全文を公表できない場合のみ) 博士論文の要約の電子データ ④博士論文の要旨の電子データ →大学院事務課から中京大学図書館に上記のものを送付します。この後、中京大学図書館が全文をリポジトリに登録する対応を行います。全文公表できないやむを得ない事由がある場合は、全文に代えて要約をリポジトリに登録します(博士論文全文の電子データは図書館に保管されます)。
	(9) 「博士論文 中京大学学術情報リポ ジトリ登録申請・公開許諾書」とはどのような書類ですか?	博士論文の執筆者としてインターネットで無償公開することについて同意していただくための書類です。 また、「やむを得ない事由」により全文公表できない場合の届出もこの書類で行います。
	(10) 博士論文および博士論文の要旨 の電子データのファイル形式等で気を つけなければならないこと (基準や制 限) はありますか?	●電子ファイルは原則として PDF 形式で公開します。PDF (PDF/A (ISO-19005)が望ましい)で提出してください。 ●本文電子ファイルは、表紙・目次や図表なども結合した1ファイルの形で提出してください。 ●ファイルサイズが大きい場合は、ファイルを分割して登録することがあります。 <pdf の設定について="">長期的な可読性、保存、アクセシビリティ確保の観点から、以下の点を確認してください。・機種あるいはベンダー依存の形式でないこと・外部情報源(外部フォント等)を参照していないこと・暗号化、パスワードの設定、印刷制限等を行わないこと・暗号化、パスワードの設定、印刷制限等を行わないこと</pdf>

	質問	回 答
著作権	(11)博士論文の著作権は誰にありま すか?	学術論文の場合、次の者が著作権者になります。 ■著者、共著者 ■学会、出版社等 ■論文に含まれる図表や写真等の作成者、美術品や貴重書等の所有者 学術論文の著作権は、基本的に著者にあります。ただし、共著者がいたり、当該論文中に著者以外の者が開発したプログラムがある場合にはその者にも著作権があります。 また、論文を投稿する際、著作権を出版社等に譲渡することに同意した場合には、財産権としての著作権は、出版社等にあります。
	(12) 中京大学学術情報リポジトリに 登録すると著作権は移譲されますか?	著作者は、リポジトリ登録について許諾を与えるだけであり、著作権そのものが移譲されることはありません。 機関リポジトリのように、学術研究成果をインターネットで公表するということは、学術研究成果を電子化し、ハードディスクへ保存し、不特定多数の利用者(公衆)へ送信することになります。この時に発生する権利が複製権と公衆送信権です。複製権と公衆送信権については、以下の①~③が「博士論文中京大学学術情報リポジトリ登録申請・公開許諾書」に記載されており、この書類の提出を持って登録を承諾したとみなします。 ①リポジトリに登録すること(公衆送信権) ②ネットワークで無償公開すること(公衆送信権) ②ネットワークで無償公開すること(公衆送信権) ③利用及び保存のために必要な複製・ファイル変換を行うこと(複製権)*内容は改変しません
	(13) 出版済(出版予定) あるいは学 術誌へ掲載済のものを博士論文として 提出するのですが、出版社の著作権が 心配です。	まずはご本人が権利関係(出版社や雑誌の著作権ポリシー)を確認してください。 ※国内の学協会の著作権ポリシーであれば、『学協会著作権ポリシーデータベース』で調べることが可能です。 ●ご本人が確認できない場合は、中京大学図書館が調査を行いますので、「博士論文 中京大学学術情報リポジトリ登録申請・公開許諾書」にその旨を記入して、大学院事務課経由で図書館に提出してください。調査結果については、図書館より本人に連絡いたします。 ●出版社に確認できない間は、全文公表を見合わせます。また、出版社に確認した結果、全文公表不可である場合は要約を公表することになります。
	(14) 共著で発表した論文等を博士論 文に含める場合、共著者全員にインタ ーネット公表に関する同意を得る必要 がありますか?	共著で発表した論文等を博士論文に含める場合、共著者全員にインターネット公表に関する許諾を得ていただく必要があります。 学位申請時に、共著者に学位論文として申請することの同意を得ていただきますが、その際にあわせてインターネット公表についても許諾を得てください。 「共著者同意書」という中京大学所定のフォーマットがありますのでそちらを使用してください。
	(15) 博士論文内で図表や写真、楽譜 等を引用している場合、リポジトリで 公表するにあたり、これらの作成者等 にあらためて許諾を得る必要がありま すか?	著作権法上の正しい引用であれば、それは公衆送信権もクリアしていることになります。著作権法の「引用」の規定で「引用して利用することができる」と書いてあるのはそういう意味です。 なお、「引用」ではなく「許諾」という手続きをして他者の著作物を使用した場合、インターネット上での公表の許諾を得ていないのであれば再度許諾を求める必要があります。本人が指導教員と相談の上、許諾を得てください。

	質問	回 答
著作権(つづき)・プライバ・	(16) 他機関や個人が所有している貴重書の画像を論文に掲載しています。 これをリポジトリで公表する場合に許諾を得る必要がありますか?	所有権は、貴重書自体については使用許諾の権利が及びますが、その複製物である画像については所有者としての権利は及びません。 しかし、所有者に博士論文に画像を載せることの許諾を得ていたとしても、リポジトリに登録されインターネット上で公表されることまで所有者が考えていなかったとすると契約違反を問われることもまったくないわけではないので再度許諾を得てください。
	(17) プライバシーにかかわる写真やインターネットでの掲載許可が得られていない図・写真のみをマスクして博士論文を公表することはできますか?	必要な箇所については、マスク処理をして公表することができます。マスク処理を行うことが適当であるか否かは指導教員に相談してください。
シー	(18) 中京大学学術情報リポジトリに 掲載し公開した後の、二次利用はどの ような基準になりますか?	公開された博士論文は、著作権法に規定されている私的使用、 引用等の範囲内で利用していただくよう、中京大学学術情報 リポジトリに注意事項を記載します。
特許申請	(19) 博士論文中に特許申請予定(もしくは申請中)の部分が含まれており、すぐに公開できないのですが、どうすればいいですか?	インターネット等で公開されると新規性を喪失し、公開後に 出願した者は基本的に特許取得できません。 このため、特許出願までに一定期間非公開にすることができ ます。具体的には、「博士論文 中京大学学術情報リポジトリ登 録申請・公開許諾書」にその旨を記入し大学院事務課経由で図 書館に提出してください。
インタ	(20) 一度公表した(登録した)データを差し替えたいのですが可能ですか?	差し替え理由を確認した後、研究科が可否を判断しますので、 まずは理由書(書式自由・署名捺印要)を大学院事務課に提 出してください。 ⇒大学院事務課から研究科に理由書を送付します。差し替え許可が おりましたら、その後の対応を説明します。
ーネット	(21) 一度公表した(登録した)データを消すことはできますか?	上記(20)と同様です。 まずは理由書(書式自由・署名捺印要)を大学院事務課に 提出してください。
公表後	(22) リポジトリで公表している論文の内容について、クレームがついた場合、図書館ないしは大学が何らかの責任をとってくれるのでしょうか?	論文の内容についての責任は、すべて著者が持つことになります。窓口としての対応を大学が行うことはありますが、 責任はあくまでも著者にあります。大学としては、クレーム をつけてきた人と著者との話し合いの仲介をすることはあり 得ます。
	(23) 大学に提出した博士論文の電子 データはどのように保存されますか?	提出された電子データが外部記憶媒体である場合は、媒体そ のものを保存します。よって、返却はいたしかねます。
博士論文の保存	(24) 従来中京大学図書館に保管していた製本済の博士論文は保管しないのですか?	い。大学でハードカバー製本をした上で保管します。また、ご本人用としてハードカバー製本を希望される場合は、希望部数の博士論文を上記とともに大学院事務課まで提出してください。製本業者にあわせて製本依頼いたします(但し、製本代金はご本人負担となります)。

^{*}このQ&Aは、他大学機関リポジトリの事例や著作権に関する諸資料を参考に作成しています。